

收支報告書

しんせいじすいしんきょうぎかい

1 政治団体の名称 新政治推進協議会

2 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋2-11-14
セレーノ西新橋3階.

3 代表者の氏名 小平 忠正

4 会計責任者の氏名 大畠 秋夫

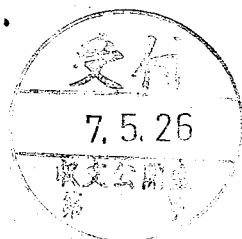
5 令和 6 年分

団体コード	1	2	5	0	1	1	5	9	2	0	0	1	1	1
前年繰越額	65,373 円													

事務担当者の氏名

電話番号

天野 文子

電話番号 090-2303-7178

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☐ 無

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の
の届出をした者
の氏名 小平 忠正

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

1751

會計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦ ㊦		

※該当箇所に ☐ レ すること。

政治団体の区分

□ 政 党

□ 政 党 の 支 部

☐ 政治資金団体

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

レ その他の政治団体

☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 小平 忠正

公職の種類 衆議院議員 (現 候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

--	--	--	--	--	--

1	0	2	5	9	0
---	---	---	---	---	---

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----			十億			百万			千			円
(前年からの繰越額)-----												
(本年の収入額)-----												
支 出 総 額 -----												
翌年への繰越額-----												

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費			十億			百万			千			円
金 額 -----												
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)-----												人

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額											備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万			千			円
(うち特定寄附)												
(イ) 法人その他の団体からの寄附												
(ウ) 政治団体からの寄附												
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)												
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												
イ 政党匿名寄附												
合 計 (ア + イ)												

全団体提出

全国団体用

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										備考	
項 目		金 額									
		十億	百万	千	円						
1 経 常 経 費											
(1) 人 件 費											
(2) 光 熱 水 費											
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費											
(4) 事 務 所 費											
小 計											
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費											
(2) 選 挙 関 係 費											
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費											ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費											
イ 宣 伝 事 業 費											
ウ 政治資金パーティー開催事業費											
エ そ の 他 の 事 業 費											
(4) 調 査 研 究 費											
(5) 寄 附 ・ 交 付 金											
(6) そ の 他 の 経 費											
小 計											
合 計											

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

[illegible]

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☒の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 20 日

政治団体の名称

新政治推進協議会

会計責任者の氏名

大 畠 秋 夫



↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代 表 者 の 氏 名

印）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

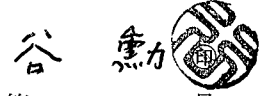
全団体提出

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 12 日

新政治推進協議会
代表 小平 忠 正 殿

登録政治資金監査人



登録番号 第 1224 号

研修了年月日 平成 21 年 6 月 12 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、新政治推進協議会の令和 6 年分に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、主たる事務所のスペース不足及びヒヤリングの利便、監査に係る経済合理性から谷勳が判断し、新政治推進協議会代表小平忠正宅（北海道岩見沢市幌向 1 条 2 丁目 133）において行った。会計帳簿の事故防止には十分配慮した。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は会計帳簿に基づき記載されていた。

3 業務制限

新政治推進協議会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、新政治推進協議会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上